

宮城県防災会議 第1回地震対策等専門部会

宮城県地域防災計画(地震対策編・津波対策編)素案概要

【目次】

(1) 計画の対象・想定について	...	1
(2) 津波災害対策の強化	...	3
(3) 地震の揺れによる被害の軽減対策	...	12
(4) 地域防災力の強化	...	15
(5) その他の防災対策の推進	...	19

平成24年9月
宮城県

(1) 計画の対象・想定について

- 最大クラスの地震・津波を想定。

対象とする津波

ア 3つの想定

津波対策編 第2章第1節

- ①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
(東北地方太平洋沖地震津波)
- ②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波
(宮城県沖地震、昭和三陸地震津波)
- ③津波地震や遠地津波
(明治三陸地震津波、チリ地震津波)

イ 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

津波対策編 第2章第2節

- ・ 津波災害警戒区域等の指定の検討
- ・ 沿岸市町による必要な措置の明記

(1) 計画の対象・想定について

対象とする地震

ア 3つの想定

地震対策編 第2章第1節

①海溝型地震(東北地方太平洋沖地震津波)

東北地方太平洋沖地震等,発生確率は低いが,最大クラスの海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動

②海溝型地震(宮城県沖地震(単独・連動))

宮城県沖地震等,構造物・施設等の供用期間中に1~2度程度発生する確率を持つ地震

③内陸直下型地震(長町-利府断層帯の地震)

発生確率は低いが,内陸直下型地震(長町-利府線断層帯)に起因する更に高レベルの地震動

(2) 津波災害対策の強化

- 津波による人的被害を軽減するためには、速やかな避難が極めて重要。
- 「避難収容対策」を大幅に修正、「津波に強いまちの形成」の節を新設。

ア 防災体制の整備

津波対策編 第2章第9節、第3章第1節
地震対策編 第2章第10節、第3章第1節

・ 大規模災害発生時の県から市町村への職員派遣

県は、被災市長への災害支援のため、震度6弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する。(以下、初動派遣職員、災害対策本部会議連絡員、災害応援従事職員等)

・ 職員の安否確認の実施

県の各部局は、動員に当たって職員の安否を確認する必要があるため、安否確認システムや災害時におけるその他の連絡手段を用いて安否確認を行う。

・ 業務継続計画(BCP)の策定による事前の準備体制と事後の対応力の強化

県、市町村及び防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画(BCP)の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

(2) 津波災害対策の強化

ア 防災体制の整備

津波対策編 第2章第9節、第3章第1節
地震対策編 第2章第10節、第3章第1節

・ 水防本部の設置と応急対策の明記

水防本部は、水防法第7条の規定に基づき知事が定めた宮城県水防計画により、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。

イ 津波に強いまちづくり

津波対策編 第2章第2節

・ 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

(2) 津波災害対策の強化

ウ 情報収集・伝達体制の整備

津波対策編 第2章第10節、第2章11節、第3章第2節
地震対策編 第2章第11節、第3章第2節

・ 通信等設備の耐震・耐浪化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化

県及び市町村は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。無線設備や非常用電源施設の保守点検の実施と的確な操作の徹底、津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等に努める。

・ テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等の伝達手段の多様化

沿岸市町は、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報・注意報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

・ 迅速・的確な避難行動に結びつけるような伝達内容の検討

沿岸市町は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し、その際、高齢者や障害者等災害時要援護者や一時滞在者等に配慮する。

(2) 津波災害対策の強化

エ 避難収容対策

津波対策編 第2章第17節、第3章第13節
地震対策編 第2章第17節、第3章第13節

・ 徒歩避難の原則と自動車避難の検討

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び沿岸市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、沿岸市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

・ 避難場所、避難路、避難ビル、避難所の整備と確保

市町村は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館など公共施設を対象として、管理者の同意を得た上で、必要な数、規模の場所をあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底に努める。

(2) 津波災害対策の強化

エ 避難収容対策

津波対策編 第2章第17節、第3章第13節
地震対策編 第2章第17節、第3章第13節

・ 避難誘導時のルール化検討などの防災従事者の安全対策

県及び沿岸市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

・ 避難所運営における女性の参画と備蓄等の配慮

市町村は、女性の視点・ニーズ等を反映できるよう、事前に運営体制を検討しておくこと。また、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

・ 避難所における長期化対策

市町村は、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレやベットなど高齢者や障害者等の災害時要援護者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行う。

(2) 津波災害対策の強化

エ 避難収容対策

津波対策編 第2章第17節、第3章第13節
地震対策編 第2章第17節、第3章第13節

・ 帰宅困難者対策

県及び市町村は、大規模地震・津波発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平時から積極的に広報し、住民、企業、学校、関係団体などへの周知を図る。

・ 孤立集落対策

市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛生携帯電話、防災行政無線、公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。

(2) 津波災害対策の強化

オ 災害時要援護者・外国人対策

津波対策編 第2章第20節、第3章第18節
地震対策編 第2章第20節、第3章第8節

・ 要援護者避難支援プランの策定

市町村は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等を参考に、要援護者支援に係る全体的な考え方と要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成する避難支援プランを作成するよう努める。

・ 福祉避難所の確保

市町村は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。

(2) 津波災害対策の強化

オ 災害時要援護者・外国人対策

津波対策編 第2章第20節、第3章第18節
地震対策編 第2章第20節、第3章第8節

・外国人向けの相談体制及び多言語による情報提供等

県、市町村及び県国際交流協会は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

(2) 津波災害対策の強化

カ 二次災害の防止

津波対策編 第3章第30節
地震対策編 第3章第30節

・ 余震・誘発地震への対応

県及び市町村又は事業者は、余震による建築物、構造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

・ 海岸漂着危険物への対応

県及び市町の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

・ 有害物質等への対応

県及び市町村又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

(3) 地震の揺れによる被害の軽減対策

- 「建築物等の安全化対策」や「液状化対策」を強化。

ア ブロック塀の倒壊・落下物防止対策

地震対策編 第2章第7節

・ ブロック塀等の安全対策の強化

特定行政庁(建築基準法の規定による、県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市)は、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行うほか、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

・ 落下物防止対策の強化

施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井の脱落防止等の落下物対策を図る。

(3) 地震の揺れによる被害の軽減対策

イ 高層建築物における安全対策

地震対策編 第2章第7節

・エレベーターによる閉じ込め防止対策

高層建築物の施設管理者は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努める。

・居住者に対する啓発

高層建築物の施設管理者は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める。

(3) 地震の揺れによる被害の軽減対策

ウ 液状化対策

地震対策編 第2章第3節、第2章第8節

・ データベース化の充実

県、市町村及び各施設管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討する。

・ 県民への情報提供

県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、県民への適切な情報提供を図る。

・ ライフラインの対策

ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

(4) 地域防災力の強化

- 「減災」のためには、防災意識の高揚、自助、共助、公助の連携が必要。
- 自助、公助の役割の強化に向け、以下のことに取り組む。

ア 防災知識の普及

津波対策編 第2章第22節
地震対策編 第2章第23節

・ 避難行動に関する知識や津波の特性等に関する知識

宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性がある。
第一波が最大とは限らない。 など

・ 家庭内での予防・安全対策

3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄。 など

・ 児童・生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、県及び各市町村で策定した学校防災マニュアル等に従って幼児、児童および生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

(4) 地域防災力の強化

ア 防災知識の普及

津波対策編 第2章第22節
地震対策編 第2章第23節

・ 県民の取り組み

県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

・ 防災指導員の養成

県は、地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者及び主に事業所における震災対策を推進するものを養成するための講習等を開設し、修了者を宮城県防災指導員として位置づけ、その活動を推進する。

(4) 地域防災力の強化

イ 防災訓練の充実

津波対策編 第2章第23節
地震対策編 第2章第24節

・ 防災訓練に当たり、訓練内容の明確化と訓練成果のとりまとめ

県及び市町村は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、津波および被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

・ 実践的な訓練の実施

県及び市町村は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

・ 学校・企業における防災訓練の明記

津波によって浸水が予想される地域に所在する学校・企業は、津波警報発令を想定し、浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。

・ 避難所運営訓練の実施

津波によって浸水が予想される地域以外の学校も含め、津波警報発令の際、学校が避難場所や避難所となることを想定し、避難所運営訓練を実施する。

(4) 地域防災力の強化

ウ 自主防災組織の育成

津波対策編 第2章第24節
地震対策編 第2章第25節

・ 災害時要援護者の情報把握と共有

自主防災組織は、高齢者や障害者などの災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

(5) その他の防災対策の推進

ア 防災拠点等の整備

津波対策編 第2章第12節
地震対策編 第2章第12節

・ 設置場所の検討

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しを行う検討を行う。

・ 総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

(5) その他の防災対策の推進

ア 防災拠点等の整備

津波対策編 第2章第12節
地震対策編 第2章第12節

・被災した場合の代替拠点等バックアップ対策

県、市町村及び防災関係機関は、庁舎等の防災拠点について、被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討する。

・避難してくる住民への支援策の検討

県、市町村及び防災関係機関は、災害時に地域住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品などの備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。

(5) その他の防災対策の推進

イ 相互応援体制の整備

津波対策編 第2章第13節、第3章第11節
地震対策編 第2章第13節、第3章第11節

・ 遠方の地方公共団体との協定締結

県、市町村及び防災関係機関による相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

・ 県による市町村への応援

県は、市町村からの要請に応じ各種の支援を実施するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

(5) その他の防災対策の推進

イ 相互応援体制の整備

津波対策編 第2章第13節、第3章第11節
地震対策編 第2章第13節、第3章第11節

・ 応援受入体制(受援計画)の整備

県及び市町村は、応援要請後、他都道府県や他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、動員への周知徹底を図る。

・ 救援活動拠点の確保

県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

(5) その他の防災対策の推進

イ 相互応援体制の整備

津波対策編 第2章第13節、第3章第11節
地震対策編 第2章第13節、第3章第11節

・ プッシュ型の物資供給

壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

(5) その他の防災対策の推進

ウ 医療救護体制の整備

津波対策編 第2章第15節
地震対策編 第2章第15節

・災害時の通信の確保

県は、災害拠点病院において、災害時の通信手段の確保に向け、衛星電話の配置、衛星回線インターネットが利用できる環境の整備に努める。

(5) その他の防災対策の推進

エ 教育活動

津波対策編 第3章第24節
地震対策編 第3章第24節

・ 引き渡しのあり方検討

校長又は園長は、被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合について、校内保護に努めるものとし、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

・ 心身の健康管理

県は、市町村教育委員会や学校への人的支援や物的支援を実施するだけでなく、児童生徒の心のケアのために臨床心理士をスクールカウンセラーとして派遣する。

・ 修学支援

県教育委員会では、震災によって被災し修学が困難な生徒について、奨学資金の貸付を行う。